平成20年度消防庁重点政策

第1 消防防災行政の意義

国民の安心と安全の確保は政府の基本的な責務であるとともに、安定した経済成長の基盤である。我が国においては全国どこでも大規模地震が発生する可能性を有するとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化により、テロや危険物事故、大規模な人為的事故の危険性が高まっている。こうした中、これらの災害に揺るがない社会を構築し、引き続き我が国の優位性である安心・安全を確保していかなくてはならない。

そのため、消防庁は、大規模地震・大規模災害に対する備えや消防防災・危機管理体制の強化、火災予防対策や消防防災科学技術の向上、地域防災力の強化、救急救命の充実と高度化など、総合的な消防防災対策を積極的に展開する。

第2 消防防災行政を取り巻く状況

大規模化・複雑多様化する災害や、国内外の経済社会情勢の変化等により、消防防災行政を取り巻く状況は、年々変化している。

第一に、災害の大規模化などへの的確な対応が求められている。改正 消防法に基づく民間事業所における自衛消防力の確保の促進や、緊急消 防援助隊の充実強化・被災地情報の収集能力の向上、テロ災害対応装備 の整備など、大規模地震・大規模災害に対する備えの強化が急務となっ ている。

第二に、消防防災行政の根幹を担う体制の充実・強化が求められている。改正消防組織法に基づく消防の広域化の推進や、地方公共団体における危機管理体制の整備方策についての検討、地域防災の要である消防

団員の充実・強化に向けた取組など、消防防災・危機管理体制の強化を 引き続き推進していく必要がある。

第三に、火災予防対策等の積極的な推進が求められている。危険物施設における事故は増加の一途をたどっており、早急な危険物事故の防止対策が必要である。また、安全性が確保されていない小規模建築物等の火災による被害や、依然として高い水準にある住宅火災や放火火災への早急な対策が必要となっている。

第四に、科学技術の進歩を国民の安心・安全の分野に積極的に活用することが求められている。消防防災分野での産学官連携の推進や消防の現場への科学技術の導入、ユビキタスやブロードバンド等ICTを活用した情報伝達の高度化など、消防防災科学技術の向上が急務となっている。

第五に、身近な生活の安心・安全の確保が重要となっている。大地震や風水害、テロなどから地域住民の安心・安全を確保するため、地域コミュニティ活動の活性化等による地域防災力の強化が重要な課題となっている。

第六に、救急救命の充実・高度化が一層重要となっている。救急需要が引き続き高水準で推移することが見込まれている中で、真に緊急を要する傷病者へ迅速な対応を行うことのできる体制の整備が求められている。また、AEDや応急手当の普及啓発の推進が課題となっている。

第七に、海外で大規模災害による甚大な被害が頻発している中、我が国の高度な消防防災技術・救助技術に対する期待はますます高まっており、国際協力や国際貢献の一層の推進が求められている。

このため、以下の事項を重点的に実施する。

第3 重点的に推進すべき事項

Ⅰ 大規模地震・大規模災害に対する備えの強化

1. 民間事業所における自衛消防力の確保

自衛消防組織の設置や大規模地震に対応した消防計画の作成の義務づけを内容とする消防法の改正を受け、消防計画のガイドラインの策定や優良事例の紹介、消防機関への技術的支援等により民間事業所における自衛消防力の確保を促進する。

2. 防災拠点となる公共施設等の耐震化、家具の転倒防止対策等の促進

切迫する大地震に備え、耐震率 100%を目指し防災対策事業債の活用促進等により防災拠点となる公共施設等の耐震化をさらに進めるとともに、地方交付税により地方公共団体を支援し、家具転倒防止等地域における自主防災の取組を推進する。

3. 緊急消防援助隊の充実と運用の強化

東海地震等の著しい被害が想定される大規模地震災害における緊急消防援助隊の一層効果的な部隊運用を図るため、被災市町村をまたがる部隊移動を迅速に行うなど、部隊配備を総合的に調整する仕組み等について検討を行う。

また、緊急消防援助隊の基本計画に基づき、登録部隊数 4,000 隊 (平成 20 年度中。平成 19 年 4 月現在、3,751 隊。) に向けた取組を引き続き推進し、装備の充実を図るとともに、指揮・連携能力を向上させるため、関係機関と連携したより実践的な地域ブロック合同訓練を実施する。

4. 航空機の利活用による被災地情報の収集能力の向上

夜間における情報収集のための資機材の整備等により、夜間運航体制の整備を含めた即応体制の強化を図るとともに、ヘリコプターの利活用による全国的な被災地情報の収集体制を整備する。

5. NBCテロ災害対応の充実・強化

特別高度救助隊及び高度救助隊等に化学検知器を整備するとともに、消防大学校においてテロ災害に対応した救助隊幹部の養成を拡充する。また、原子力テロ災害対応訓練の充実を図る。

6. 原子力施設における消防との連携による防火防災対策の充実・強化

原子力施設の消防用施設及び自衛消防体制など、地震災害時等における防火防災対策の充実・強化が図られるよう、消防機関との連携を強化する。

Ⅱ 消防防災・危機管理体制の強化

1. 消防の広域化の積極的推進

消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針に基づき、 消防の広域化を引き続き積極的に推進する。

このため、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部の下で、 都道府県の広域化推進計画を踏まえた市町村の広域消防運営計画作 成を促進・支援するとともに、広域化推進アドバイザーの派遣による 助言・指導、広域化に係る諸課題に関する相談体制の確保、広報及び 普及啓発活動その他の必要な援助等を行う。

2. 消防団の充実・強化のための施策の積極的推進

日本消防協会、経済団体及び都道府県等との連携、機能別団員・分団制度の一層の活用、「消防団協力事業所表示制度」の全国的な普及、入団促進キャンペーンの展開等により、団員確保の取組を強化するとともに、救助活動や災害現地情報の発信等今後期待される新たな役割を消防団が果たすことができるよう、環境整備を進める。

また、シンポジウム、出前講座等全国的な広報活動により、消防団活動に対する国民の認知度を高める。

さらに、消防団と民間事業所の自衛消防組織や自主防災組織等の民間組織・団体との連携を強化し、地域の消防防災力の一層の充実を図る。

3. 地方公共団体における総合的な危機管理体制の構築

平成 18 年度、19 年度において開催された「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」の結果を踏まえ、市町村における総合的な危機管理体制の強化を図るため、消防機関と首長部局の連携等市町村特有の事情を踏まえつつ、市町村における総合的な危機管理体制の整備方策等について検討する。

4. 地方公共団体における災害対策本部の意思決定機能の充実・強化

災害の各段階における意思決定等近年の災害経験の全国的な共有 や人的な相互応援のさらなる活用など、災害対策本部の機能の充実・ 強化を支援するための方策について、検討を行う。

5. 国民保護体制の充実・強化

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の全国的な整備を推進し 国民保護体制を充実・強化するとともに、国と地方公共団体共同の訓 練の実施、啓発資料の作成・配布等を通じて、国民保護に対する国民 の理解の促進を図る。

6. 消防救急無線のデジタル化の促進

消防の広域化と歩調を合わせ、消防救急無線のデジタル化が円滑に 行われるよう、消防本部や都道府県に無線等に関する専門的な知見を 有する相談員を派遣する。また、無線機の価格の低廉化や実運用に即 して策定する全国共通の消防救急デジタル無線の仕様を踏まえ、技術 検証を実施する。併せて、消防車両動態システム等に関して、大規模 災害時の広域応援活動にも活用可能となるよう検討を行う。

7. 防災行政無線の整備等の促進

未整備市町村(平成19年3月31日現在、整備率75.2%)における 防災行政無線の整備を促進し、防災行政無線の普及を図るとともに、 防災行政無線に代わるMCA無線システム(Multi Channel Access System)等の活用方策を含め、災害時の住民への情報伝達のあり方に ついて検討を行う。

8. 北海道洞爺湖サミットにおける消防・救急体制の確保

平成 20 年 7 月に開催される北海道洞爺湖サミットの成功について 万全を期すため、関係省庁及び関係地方公共団体と十分な連携を図り ながら、関係市町村における十分な消防・救急体制を確保する。

Ⅲ 火災予防対策等の積極的推進

1. 住宅防火対策の推進

住宅火災による死者数を半減させることを目標とし、住民の十分な理解を得るよう、既存住宅への住宅用火災警報器の設置に向けた普及啓発活動等を集中的に実施する。また、防炎品の使用拡大を促進する。

2. 危険物施設等の安全対策の充実・強化

「危険物事故防止アクションプラン」に基づく官民一体となった事故防止対策を推進するとともに、危険物施設の腐食防止・抑制対策や、近年大災害に直結しうる事故が多発しているインナーフロートタンク(内部浮き蓋付きタンク)に係る技術基準等の整備に取り組む。

また、地震・津波が大規模危険物施設に与える被害の予測と有効な 被害軽減方策の整備を図る。

3. 危険物事故防止のための制度の見直し

近年増加している危険物施設における火災・漏えい事故への対策や 切迫する大地震を考慮した危険物施設の更なる安全対策が急務であ ることから、危険物施設の保安体制や事故の原因調査等、危険物施設 の安全対策のあり方について制度の見直しに取り組む。

4. 石油コンビナート災害対策の充実・強化

大規模災害時を想定した大容量泡放射システムの導入を推進する とともに、泡消火薬剤の相互調達など防災関係機関の連携のあり方の 検討を踏まえ、県域を越える広域的な防災体制を確立する。

5. 放火火災防止対策を含めた安心・安全なまちづくり活動の推進

10年連続で火災原因の第1位となっている放火火災(放火の疑い含む)の低減のため、消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織の連携による防災全般を対象とした地域づくり活動を支援する。

6. 安全性が確保されていない建築物における防火安全対策の推進

近年、高齢者グループホーム、カラオケボックス、温泉施設など小規模な建築物の火災によって大きな人的被害が生じているため、立入検査やこれを補完する情報収集、不特定多数の人が出入りする小規模建築物等に対する重点的な違反是正、予防面における警防職員の活用、法令遵守状況の表示等による積極的な情報提供、消防用設備等のハード面の対策のあり方など、効果的・効率的な防火安全性の確保方策について検討する。

IV 消防防災科学技術の向上

1. 消防防災分野における I C T 活用のための産学官連携の推進

ユビキタスやブロードバンドなど最新ICTを活用し、消防防災活動の高度化に資するために、研究開発の初期段階から、消防の現場ニーズ・政策ニーズと研究機関の技術シーズを踏まえ、産学官が連携し研究開発を進められる体制を構築する。

また、技術動向に関する調査、情報化の推進戦略の検討を行うとともに、電子タグを利用した高度情報化などの実用化に向けた実証・評価並びに要求仕様の策定に取り組む。

2. 消防の現場への科学技術の導入の強化

産学官の連携により実践的な研究開発を行う消防防災科学技術研究推進制度について、災害現場に密着した研究開発への重点化を一層推し進める。

また、消防防災分野における研究開発の情報を積極的に発信し、 ナノテク消防防護服など消防本部の装備・機器等の高度化を推進する とともに、消防研究センターにおける研究開発等についても、消防本 部との連携を強化する。

さらに、火災態様の特異・特殊化に対応するため、消防本部における火災原因調査について、最新の科学技術を利活用できる基盤整備を 進める。

3. 消防庁と地方公共団体の間の情報伝達ネットワークの強化

国と地方公共団体をつなぐ消防防災無線のIP化を実施し、高速な通信を実現するとともに、LGWAN等をバックアップ回線として活用し、確実な情報伝達を可能とすることにより、消防庁と地方公共団体の間の情報収集・伝達体制を強化する。

4. 携帯電話等からの通報受信体制の充実

携帯電話及び I P電話等からの 119 番通報が増加しているため、携帯電話等からの 119 番通報の通報者位置情報が表示できるシステムの導入を推進する。

また、NTT固定電話からの通報に関して、IP電話等と同じシステムによる通報者位置情報の通知の可否について、技術的検討を進める。

5. ICTを活用した効果的な人材育成の推進

様々な態様の災害現場をシミュレートし、消防職員(指揮者)の災害現場における情報収集・整理能力、判断力、指揮命令能力等を養成するシステムの拡充等を進める。また、消防大学校における教育の効率的・効果的な実施のため、e-ラーニングによる個別教育の充実を図る。

6. 震度情報ネットワークシステムの高度化

震度情報ネットワークシステムの通信の高速化、大容量化等が必要とされていることを踏まえ、地震情報が迅速かつ確実に把握できるよう、システムの施設や設備の更新・高度化を促進する。

V 地域防災力の強化

1. 地域防災力の強化とコミュニティ活動の活性化

自主防災組織率の向上、自主防災組織の強化のため、市町村、都道 府県各レベルでの連絡協議会の体制の充実を図るとともに、防災研修 の実施を通じ、自主防災組織の結成促進を図る。

また、コミュニティ活動の活性化により地域社会の再生を図ることも念頭に置きつつ、住民相互間の協力及び信頼関係を醸成するため、消防団をはじめ優れた知識、技能等を持つ組織や個人と自主防災組織との一層の連携を推進する。

2. 地域安心安全ステーションの全国展開

自主防災組織等の地域住民が消防職団員の指導のもと消火訓練・応急手当訓練等を実施する地域安心安全ステーションについて、これまでの整備、消防団や婦人(女性)防火クラブとの連携等の成果を踏まえ、地域安心安全ステーション優良実践者を派遣して出前講座等を実施し、優良事例等を情報提供することにより、本格的な全国展開に向けた取組を推進する。

3. 災害時要援護者支援対策の推進

地方公共団体が作成する災害時要援護者避難支援プランについて、 関係者間における要援護者情報の適切な共有等により、同プランの策 定が促進されるよう、全国的な普及啓発活動を進める。

4. 緊急物資調達の調整体制の構築

各地方公共団体が備蓄している物資の内容・数量等をあらかじめ把握し、被災地方公共団体が必要とする災害支援物資が的確かつ円滑に供給されるための情報共有を推進する。

5. 水難救助活動を行う民間との連携の推進

水難事故の現場において、ファーストレスポンダー(一次対応者) としての役割を持つライフガード(水難救助員)等の水辺で人命救助 活動を実施している民間団体等と救助行政との連携体制や、その支援 方策等について研究し、地域の救助体制の一層の充実・強化を図る。

VI 救急救命の充実・高度化

1. 救急需要の増大に対する新たな取組

救急需要が引き続き高水準で推移することが見込まれる中で救命率の向上を図るため、トリアージ(緊急度・重症度の選別)の実用化に向けた検討や、住民に対する救急車の適正利用の呼びかけ等を行うことにより、真に緊急を要する傷病者に対する迅速な対応が可能な救急体制の整備を促進する。

2. 救命率の向上に向けたAED・応急手当の普及啓発の推進

AED(自動体外式除細動器)等救命機器の効率的な配置、設置場所の把握・公表、高機能化の検討等を関係機関との連携の下で進めるとともに、救命講習の充実や受講の推進を図ることにより、いつでも・どこでも・誰でも効果的な応急手当を行うことのできる社会を形成する。

3. 災害時における消防と医療の連携の推進

平成 18 年度、19 年度に開催された「災害時における消防と医療の連携に関する検討会」における検討結果を踏まえ、消防と医療の連携モデルの作成・普及を図るとともに、様々な災害の想定の下での消防と医療チームの連携訓練を実施する。

4. 新型インフルエンザ対策の推進

新型インフルエンザが発生した際の関係機関の対応をまとめた「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に基づき、救急隊員の感染防御対策及び新型インフルエンザ患者の搬送体制等の検討を行い、新型

インフルエンザ発生時における適切な救急業務提供体制の整備を推 進する。

VII 消防防災分野における国際協力

1. 国際的消防援助体制の充実

被災国への国際消防救助隊(IRT-JF: International Rescue Team of Japanese Fire-Service)の派遣を効果的なものとするため、国際消防救助隊セミナー等国際緊急援助活動に関する訓練・研修を実施し、活動体制の充実・強化を図る。

2. 消防の国際協力及び国際交流の推進

開発途上国等の消防防災能力構築のため、アジア諸国における消防防災に関するセミナーの開催、消防防災分野の専門家の派遣等を実施する。国内においては、地方公共団体等の協力も得ながら、研修員の受入れ等を行う。

また、消防防災における国際交流を図るため、各国の消防行政に携わる幹部職員の招聘や消防防災関係者との交流、情報発信力の強化等を行う。